

さいたま市障害支援区分認定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「さいたま市障害支援区分認定審査会条例（平成18年さいたま市条例第15号。）」及び「さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年さいたま市規則第65号。以下「細則」という。）」に定めるもののほか、さいたま市障害支援区分認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。
- 3 会長は、委員の中から副会長を1人指名し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(合議体)

第3条 細則第2条第1項の規定により設置する合議体の名称及び所管区域は、別表のとおりとする。

- 2 合議体の長を委員長とし、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 3 合議体の委員長は、当該合議体を構成する委員の中から副委員長1人を指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が属する合議体の会議に出席できないときはその職務を代理する。

(審査及び判定)

第4条 審査及び判定に当たっては、委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努めることとし、合議体の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

- 2 認定審査会は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について、「認定調査」及び「特記事項」並びに「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）」に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

3 認定審査会は、市の支給要否決定を行うに当たり、市の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員及び審査対象者の医師意見書を作成した委員は、当該審査対象者の審査及び判定に限って、判定に加わることができない。ただし、当該審査対象者の状況について意見を述べることは、この限りでない。

5 認定審査会は、審査及び判定にあたって必要に応じて審査対象者及びその家族、主治医、認定調査員（以下「調査員」という。）並びにその他の専門家の意見を聞くことができる。

（兼務の禁止）

第5条 市長は、職員を委員として委嘱してはならない。ただし、委員確保が困難な場合であり、かつ、障害保健福祉の学識経験者であって認定調査等の事務に従事していない職員については、この限りでない。

2 委員は、市の調査員（調査業務受託事業者等を含む。）として認定調査に従事することはできない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。その場合であっても、委員が認定調査を行った審査対象者の審査及び判定については、当該委員が所属する合議体で行ってはならない。

（事務局の設置）

第6条 合議体の事務を処理するため事務局を各区役所支援課に置く。

（事務局の所掌事務）

第7条 事務局は、第4条第2項に規定する審査及び判定を行う審査対象者を決定する。

2 事務局は、認定審査会に必要な次の資料を、氏名、住所など個人を特定する情報を削除した上で作成する。

- (1) 市町村審査会資料（一次判定結果）
- (2) 認定調査票の写し
- (3) 医師意見書の写し

3 事務局は、審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用して

いる施設に所属する委員及び審査対象者の医師意見書を作成した委員が、当該審査対象者の審査及び判定を行う合議体に含まれないように、審査及び判定を行う合議体の調整を行うものとする。

(議事の記録)

第8条 事務局は、審査判定に関わる議事内容を記録する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

合 議 体 の 名 称	所 管 区 域
浦和第1合議体、浦和第2合議体、浦和第3合議体	さいたま市全域
大宮第1合議体、大宮第2合議体、大宮第3合議体	さいたま市全域
中央合議体	さいたま市全域
岩槻合議体	さいたま市全域